

20歳になったら献血を



しんとみ 広報

お知らせ版 No. 1

平成29年1月10日発行 (次号1月25日)

編集:まちおこし政策課(担当:圓崎 33-6012)
※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。
<http://www.town.shintomi.miyazaki.jp/>
本紙は、ホームページからダウンロードできます。

新富町成人式典が文化会館で執り行われ、会場では、赤十字奉仕団が「20歳の献血」を新成人に呼びかけました。この活動は毎年行われており、白いユニフォームで揃えた皆さんは、ポケットティッシュや紅白まんじゅう等を配りながら、新成人にお祝いの言葉をかけていました。

平成29年度交通災害共済の加入申込みを受付開始

交通災害共済は、加入者が交通事故により災害を受けた場合、その程度に応じて見舞金を支給する制度です。申請書に必要事項を記入し、共済掛金を添えて郵便局又は防災基地対策課、新田支所、上新田サービスコーナーにお申込みください。

- 受付期間 2月1日(水)～3月31日(金) ※ただし、土・日・祝日は除きます。
- 共済期間 4月1日～平成30年3月31日
- 共済掛金 一人につき年額500円です。

※申請書は自治会を通じて各家庭に配布するほか、役場防災基地対策課、新田支所、上新田サービスコーナーに設置しています。

問合せ：防災基地対策課
(担当)村岡佑樹 33-6027

確定申告のための納付額証明書を発行します

次の納付額証明書を、無料で交付します。(新田支所、上新田地区町民サービスコーナーでも可)

税目等	担当課	問合せ先
国民健康保険税	税務課	賦課グループ 33-6076
介護保険料(65歳以上の方)	福祉課	高齢者福祉グループ 33-6056
後期高齢者医療保険料	いきいき健康課	国保高齢者医療グループ 33-6026

- 税務署において確定申告をされる方は、納付額証明書が必要となります。
- 平成28年中に新富町へ転入された方は、前住所地の納付額証明書が必要となりますので、早めの準備をお願いします。
- 事業用(農業・営業・不動産業)で使用する固定資産税や軽自動車税につきましては、確定申告用の納付額証明が交付できません。申告時には領収書等をご準備ください。
- 領収証書は、5年間大切に保管していただきますようお願いします。

新富町2月定例教育委員会の開催

- 日時 1月26日(木) 午前9時30分から
- 場所 新富町役場3階A会議室

【傍聴について】

- ※会議の傍聴をされる方は、当日、開催予定時刻の10分前までに開催場所にて受付を済ませてください。
- ※定員を超えた場合および議案の内容により、入場を制限する場合があります。



問合せ：教育総務課
(担当)小倉令子 33-6079

空家等に関するアンケート調査を実施中

新富町では、空家等の現状を把握するため、空家等の実態調査を実施しています。

この調査は、今後の空家等対策の施策を検討する上での基礎資料とするため、空家である可能性が高い住宅等の所有者（管理者）の皆様に対し、その住宅等に関する状況の確認や将来の利用・活用の意向などのご意見をお聞きするアンケート調査です。調査へのご理解とご協力をお願いします。

- 調査対象 実態調査に基づき、空家である可能性が高い住宅等の所有者（管理者）の皆様
- 調査方法 郵送による調査票の配布 ※同封の返信封筒で回答の返送をお願いします。
- 調査期間 1月27日（金）まで（予定）

なお、本調査は今後の空家等対策検討のための基礎資料を作成するために行うもので、課税等には一切関係ありません。また、調査上知り得た情報を他に漏らしたり、不当な目的に利用したりすることはありません。

問合せ：都市建設課（担当）^{たの}田野 ☎33-6014、まちおこし政策課（担当）^{くろぎ}黒木 ☎33-6029

宮崎ねんりんピック2017参加者募集

- 開催日 5月21日（日）
※ミニテニス競技は5月22日（月）
ゴルフ競技は5月23日（火）



申込期間 2月1日（水）から
2月28日（火）まで
※郵送は2/28（火）の消印有効

- 会場 KIRISHIMA ヤマザクラ宮崎県総合運動公園他
- 申込方法 申込用紙に住所、氏名、生年月日、電話等の必要事項をご記入の上、福祉課または宮崎県社会福祉協議会長寿社会推進センターへご提出ください。
※申込用紙・競技実施要項は、福祉課に備付けのものまたは宮崎県社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

- 参加料 500円（参加決定後、郵便局で振り込み）
- 参加資格 60歳以上（昭和33年4月1日以前に生まれた方）

「○」がついている種目は、
全国健康福祉祭あきた大会
の予選会を兼ねています。

～ねんりんピック実施種目～（詳しくは競技実施要項をご覧ください）

○ ラージボール卓球	○ ソフトバレーボール	○ ラグビーフットボール
○ テニス	○ ミニテニス	○ パークゴルフ
○ ソフトテニス	○ 弓道	○ 水泳
○ ソフトボール	○ 剣道	卓球バレー
○ ゲートボール	なぎなた	○ ダンススポーツ
○ ペタンク	○ 太極拳	○ 囲碁
ターゲット・バードゴルフ	四半的弓道	○ 将棋
○ グラウンド・ゴルフ	ボウリング	○ 健康マーじゃん
バウンドテニス	○ ゴルフ	
ミニバレーボール	○ サッカー	

問合せ：宮崎県社会福祉協議会長寿社会推進センター ☎0985-31-9630 FAX 0985-31-9665

行政機関等に対する苦情・要望は行政相談員へ

福祉、登記、年金などに関することや生活面での安全対策等、行政（国・県・町）に関して困ったことや相談したいことなどありましたら、お気軽にご相談ください。

- 日時 1月27日（金） 午前9時30分～正午
- 場所 福祉学習等供用施設（旧中央公民館）
- 相談員 高木正敏（新田新町）



問合せ：総務財政課
^{こだまようへい}
（担当）児玉洋平 ☎33-6002

農業用廃ポリフィルム・廃ビニールの受入れを行います

区分	<廃ポリフィルム・廃資材>	<廃ビニール>
収集日	2月2日(木)	2月3日(金)
時間	午前8時30分～正午、午後1時～午後3時	
回収場所	児湯農協新富茶工場(十文字)	
料金(税込)	27円/kg	6.7392円/kg
徴収方法	○現金徴収 ○デポジット制度利用者は、前払いしてある金額の範囲内において、排出する種類に関係なく使用できます。但し、超過した重量分は現金徴収となります。	
持込方法	<p><u>マルチ・ポリはバラバラにならないように同一資材でしっかりと結束してください。</u></p> <p>小物類は透明袋に入れ、バラバラにならないように搬入してください。</p> <p><u>消毒タンク、塩ビパイプ等規格の大きなものは、運びやすい大きさに切って搬入してください。(塩ビパイプは1m程度)</u></p>	<p>ビニールはバラバラにならないように同一資材でしっかりと結束してください。</p> <p><u>黒紐は必ず抜いてください。(白紐は可)</u></p>
	(透明袋は廃プラ収集時に配布します。役場農業振興課・農協資材課でも常時、配布します。)	
注意事項	廃プラIDカードをお持ちの方は、必ず持参してください。	

☆ 今回が年度内最後の収集です。来年度の収集日程については決定次第お知らせ版にてお知らせします。

- ☆ 廃プラの野焼き・不法投棄は法律で禁止されています。
- ☆ 収集品目については農業振興課までお問い合わせください。
- ☆ 茶工場周辺の十文字の交差点は、いずれの進入路も一旦停止する必要があります。ご注意ください。

問合せ：農業振興課
かいしんご
 (担当)甲斐信吾 ☎33-6034

年金相談(予約制)の実施

高鍋年金事務所では、受給に関する年金相談(予約制)を行っています。原則予約されたお客様が優先となりますので、待ち時間がほとんどなくご相談ができます。なお、予約受付は前日までです。基礎年金番号がわかる年金手帳、年金証書等をご準備ください。

※申し込みは、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165

- 予約受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分
- 予約相談時間：平日 午前8時30分～午後4時

問合せ：高鍋年金事務所
 ☎23-5111

第19回アディクション・フォーラム宮崎 開催

アディクション自助グループによるフォーラム「回復のキセキ ～自助グループに出会えて～」が、次の日程で開催されます。この機会に、誰にも話せずにいる問題や困難を、同じ問題を抱えている人たちと共に共有し、回復の道を歩みはじめませんか。

- 日時 1月29日(日) 午前10時開演(午前9時30分開場)
- 場所 新富町文化会館イベントホール
- 参加費 1,000円 ※事前申込不要
- 内容 ①当事者・家族による体験談発表
②NPO法人はあとスペース 高田和久氏による講演
③各自助グループのモデルミーティング
- 後援 宮崎県・宮崎県弁護士会

アディクションとは?

ストレス社会の中で、自分の抱える問題やつらい現実などから逃れるために、薬物・アルコール・ギャンブルなどに依存し、コントロールを失ってしまう行動習慣の総称です。

◎問合せ：第19回アディクション・フォーラム宮崎実行委員会 E-mail: adfmiyazaki@gmail.com

第一種区域縮小断固反対

12月6日発行臨時号と前号において、九州防衛局より示された新田原基地における第一種区域等の見直しについての内容や経緯をお知らせいたしました。

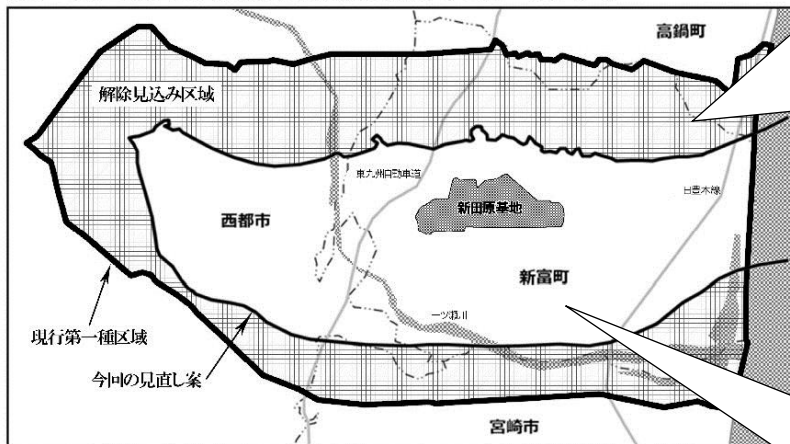
本町ではこれまで、

- (1) 町全域の住宅に対する防音工事の実施
- (2) 騒音コンター見直しの際に、第一種区域等の拡大
- (3) 騒音コンター見直しの際には、事前説明及び十分な協議をすること。
- (4) 騒音度調査の数値として加算されない精神的圧迫感や振動・周波数も分析結果に反映させること。
- (5) 訓練飛行形態の変化（アフターバーナー及びエンジンテストの増加、離着陸進入経路及び飛行経路の変化）に伴う騒音分布を考慮すること。

について、国へ要望して参りました。しかし、今回示された内容は、外郭防音工事の範囲が拡大されたものの、国の一方的な調査結果に基づき第一種区域が大幅に縮小されたものであり、長年に渡り航空機騒音に悩まされ続けてきた町民の苦しみを無視したものと看做すを得ず、断じて容認できません。

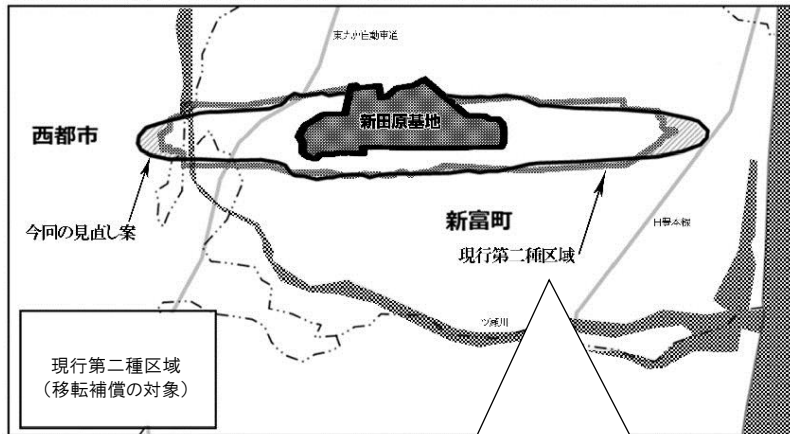
そのため、町としては、今回の新田原飛行場に係る第一種区域の縮小について断固反対してまいります。

【第一種区域と騒音度調査結果の比較（イメージ図）】



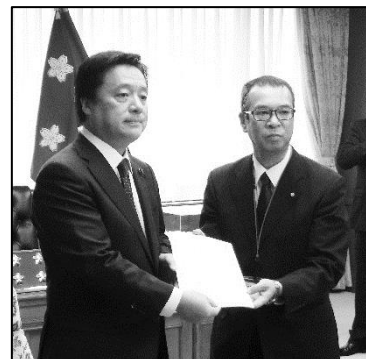
今回の見直しによる第一種区域の解除区域。この区域では、見直し後は住宅防音工事の対象となりません。なお、解除区域の激変緩和措置として、平成5年7月1日以前建設された住宅で、住宅防音工事未実施の場合は、一定の希望届受付期間に希望があった場合、市販防音サッシ交換等による住宅防音工事が実施されます。

【第二種区域と騒音度調査結果の比較（イメージ図）】



今回の見直しによる第一種区域では、新たな告示方式(指定再告示方式)を導入し、今まで対象とならなかった告示後住宅で現に所在する住宅が住宅防音工事(工法は外郭防音工事)の対象となります。

今回の見直しで、移転補償等の対象となる第二種区域解除見込み区域では、激変緩和措置として、移転補償等が未実施であった建物についても、一定の希望届受付期間(約1年6か月)に希望があった場合、移転補償の対象となります。



← 若宮防衛副大臣に
決議書を手渡す土屋町長

防衛省に抗議活動

2市3町の首長、議長、江藤拓衆議員議員、武井俊輔衆議院議員、松下新平参議院議員、長峯誠参議院議員